

登録商標「らくらく」無効審決取消請求事件：知財高裁平成31(行ケ)10062・令和1年10月9日(3部)判決<請求棄却>➡特許ニュース No. 15063

## 【キーワード】

他人業務の周知商標(商標法4条1項10号)、文字標章の構成態様と商品の出所識別標識、結合標章(一体一語)

## 【事案の概要】

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(有限会社テクノム)は、以下の商標(登録第5614453号。以下「本件商標」という。)の商標権者である(甲16, 17)。

商標 「らくらく」(標準文字)  
登録出願日 平成25年4月17日  
登録査定日 平成25年8月12日  
設定登録日 平成25年9月13日  
指定商品 第20類「家具, 机類」

(2) 原告Xは、平成30年6月20日、本件商標について商標登録無効審判を請求した。

(3) 特許庁は、上記請求を無効2018-890044号事件として審理を行い(以下「本件審判」という。),平成31年3月26日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同年4月4日、原告に送達された。

(4) 原告は、平成31年4月25日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

### 2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書(写し)のとおりである。要するに、「らくらく」の文字からなる引用商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものとは認めすることはできず、本件商標は商標法4条1項10号に該当するものとはいえない、というものである。

### 3 取消事由

商標法4条1項10号該当性判断の誤り

## 【判断】

### 1 商標法4条1項10号該当性判断の誤りについて

#### (1) 商標の類否判断

商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべき

であるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照）。

## (2) 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、屋号「住友産業」として、正座用の椅子の販売を行っており、遅くとも昭和63年ころから原告商品を製造販売している（乙5の1）。

原告商品の販売数は、平成12年及び平成15年から平成25年で、合計74万6136個である（甲1、2）。

原告商品は、正座をする際に臀部の下に敷き、その上に腰を下ろして正座をすることにより、体重が分散され、膝にかかる負荷が小さくなるため、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができるという正座補助具である（甲12の2、弁論の全趣旨）。原告は、後記の原告商品の広告等において、「足のシビレ ヒザ頭の痛み」に（甲3の2～4）、「足のシビレ ヒザ頭の悪い方に」（甲4の2～4）などの文言を付し、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができる椅子として、原告商品を宣伝広告している。

イ 原告が販売する原告商品の包装箱には、「らくらく椅子」（甲8の1～4・6・7）、「らくらく正座椅子」（甲8の5）又は「らくらく二段正座椅子」（甲8の8）の文字が付されている。

## ウ 広告宣伝等

(ア) 平成14年1月から平成18年12月までの間に、「らくらく正座椅子」（甲3の2～5、4の2～14、5の1～15、6の2～18、7の2～23）、「らくらく万能座椅子」（甲3の1、6の1・12、7の1・16）、「らくらく万能正座椅子」（甲6の6）、「らくらく椅子」（甲7の16）との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が、生活産業新聞に合計75回掲載された（甲3の1～甲7の23）。

(イ) 平成17年6月10日発行の「2005～2006 生活用品 品目別 企業便覧」（甲9の1）、平成22年11月10日発行の「生活産業企業名鑑2011」（甲9の2）、平成16年4月発行の「50音別電話帳 吉野川市版2004年版テレ&パル50」（甲11）にも、「らくらく正座椅子」（甲9の1・2、11）、「らくらく万能座椅子」（甲9の2）、「らくらく椅子」（甲9の2）との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が掲載された。

(ウ) 原告作成の「創造する企業」と題するカタログにも、「らくらく正座椅子」との標章とともに、原告商品の写真等が掲載されている（甲10）。

(エ) NHKテレビテキスト「きょうの健康」2011年11月号において原

告商品の写真が紹介され（甲12の1・2），テキスト及びNHK出版のウェブサイトにおいて，「らくらく正座いす」との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が掲載された（甲12の3・4）。

(オ) 東急百貨店の1999年7月発行の折り込みチラシ（甲13の1），市民生活協同組合ならこーぷの平成23（2011）年6月21日発行の折り込みチラシ（甲13の2），近鉄百貨店の平成24年3月発行の折り込みチラシ（甲13の3），同平成24年9月の折り込みチラシ（甲13の4），小田急百貨店藤沢店の平成24年12月発行の折り込みチラシ（甲13の5），小田急百貨店町田店の平成24年12月発行の折り込みチラシ（甲13の6）においても，「らくらく椅子」との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が掲載された。

(カ) アマゾンのウェブサイトには，平成19年9月18日，平成22年4月21日，平成23年9月19日に「らくらく正座椅子」との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が掲載された（甲14の1～4）。

有限会社ルーツが平成6年に作成した同年度版の総合カタログには，「らくらく椅子」との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が（甲15の1），株式会社ヤマソロが平成23年に作成した総合カタログ2011には，「らくらく正座椅子」との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が（甲15の2），それぞれ掲載された。

### (3) 原告による引用商標の使用について

前記認定事実(2)ア，ウによれば，原告は，昭和63年頃から原告商品の販売を開始し，30年以上継続して販売していることがうかがわれ，その販売数は，平成12年及び平成15年から平成25年の12年間で約75万個に上っていること，平成14年から平成18年にかけて生活産業新聞に75回にわたり，原告商品の広告が掲載されたほか，各種カタログ，チラシやアマゾンのウェブサイト等にも原告商品の広告が掲載されたことが認められる。

しかしながら，原告が販売する原告商品の包装箱には，「らくらく椅子」，「らくらく正座椅子」又は「らくらく二段正座椅子」との標章が付されており，「らくらく」の文字のみが単独で使用されたものはない（前記認定事実(2)イ）。

また，原告商品の広告等には，その多くにおいて「らくらく正座椅子」との標章が付されており，「らくらく万能座椅子」，「らくらく万能正座椅子」，「らくらく正座いす」，「らくらく椅子」の標章が付されたものもあるものの，「らくらく」の文字のみが単独で使用されたものはない（前記認定事実(2)ウ）。

そうすると，原告の主張する引用商標「らくらく」が，本件商標の登録出願時及び登録査定時において，原告商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものとは認められないというべきである。

#### (4) 原告の主張について

ア 原告は、「らくらく正座椅子」は、「らくらく」と「正座椅子」とを結合した構成から成る結合商標であるが、「らくらく」の文字部分のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、この部分のみを原告の使用商標として抽出すべきであると主張する。

しかし、「らくらく」は、「楽」であることを意味する語であり、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができるとの原告商品の機能を表している。

また、「正座椅子」は、正座用の椅子を意味する語であり、原告商品の用途又は商品の種類そのものを表している。よって、いずれも、それぞれの文字部分のみによって出所識別標識としての機能を発揮するとはいえない。

そうすると、原告商品の表示から、「らくらく」の文字部分のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえず、「らくらく」の文字部分のみを要部として抽出することはできない。よって、原告の主張は採用できない。

イ また、原告は、「らくらく正座椅子」から「らくらく」を抽出しているとの取引の実情に照らしても、「らくらく」の部分のみを原告の使用商標として抽出すべきであるとも主張する。

しかし、原告商品が「らくらく」と略称されているなどして、「らくらく正座椅子」から「らくらく」を抽出していることを認めるに足りる証拠はない。原告は、取引者である原告と被告が、「らくらく正座椅子」から「らくらく」を抽出していることを前提に本件審判請求やそれ以前の折衝を行っていたことをもって、「らくらく」を抽出する取引の実情があるとも主張するが、本件審判手続における当事者の主張内容をもって、「らくらく正座椅子」から「らくらく」を抽出していることが取引の実情であると認めることはできず、原告の主張は採用できない。

#### (5) 小括

以上によれば、本件商標は、商標法4条1項10号に該当するものではない。

## 2 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 評】

1. 本件は、原告が販売する正座用椅子の包装箱において、「らくらく椅子」、「らくらく正座椅子」、「らくらく二段正座椅子」という表示が付されていることから、その中の「らくらく」部分は、被告が専有する登録商標「らくらく」の文字と同一であることから、商標権侵害のおそれがあると、まず被告は原告に対して考えたのであろうか。それとも反対に、原告は、本件商標は法4条1項10

号の規定に違反して登録されたものであると考えて、積極的に登録無効審判の請求をしたのであろうか。

後者の件に対し特許庁は、本件登録商標は「第20類 家具、机類」を指定商品としていても、法3条1項の各号に該当する商標ではないし、まして法4条1項10号に該当する商標ではないと判断したのである。

## 2. そこで、まず登録無効審判請求事件における審決内容について考えてみよう。

請求人は屋号を「住友産業」とする個人事業家で、正座用の椅子の製造販売を主たる事業としており、請求人の実父によって昭和31年に創業され、その代表である事業主は、平成19年3月までは実父、同年4月から現在までは請求人自身であるから、商標法4条1項10号における「他人」とは、請求人の実父と請求人とである、と審判部は認定したのである。

また、販売個数については、昭和60年頃には他社に先駆けて「正座用の椅子」を開発し、昭和61年頃から「らくらく」の表示を付けて製造販売を開始したが、「らくらく正座椅子」の個数は、平成12年で11.2万個、同15年が9.1万個、同25年が3.3万個であった（甲2）という。

「らくらく正座椅子」の各年の販売個数は、販売開始時から右肩上がり、平成5年頃にピークになり、その後は右肩下がりだという。

その他、審決には、審判請求人（原告）の主張や被請求人（被告）の答弁等についての記載はあるが、判断については次のように記述されている。

（1）引用商標の周知性について審決は事実認定において、取引先による宣伝広告の証拠について、請求人の証拠としては本件商標の登録出願日前のものばかりで、登録査定時までの証拠は殆どないという。

また商標法4条1項10号に規定されている要件ではないが、「他人の業務に係る商品等の表示として需要者間に周知である商標」についての規定は、その出願商標が他人にあっては出願日前のみならず登録査定日においても周知であることが前提であることは、長い間、審査基準となっていることを考えると、この審決の判断は間違いないけれども、審判請求人が提出した証拠としては1件（甲8の8）存在することを審判では認めているのだから、出願日との時間的關係を考慮して登録査定時における周知性を推認することは可能であると思うが、どうだろうか。

また審決は、「請求人が販売する『らくらく正座椅子』の販売個数（甲2）を裏付ける証拠、及び請求人商品が『らくらく』と略称されていると認め得る情報は見いだせない」と認定するが、ここでは審判部は、単なる「らくらく」という商標と「らくらく椅子」という商標とを区別し得る非類似の商標であると考えている。

しかしながら、指定商品との関係を考えれば、容易に類似すると解してよい商標であり、区別しなければならないとする審判部の考え方を筆者には理解することはできない。

（2）審決によれば、請求人の主張として、「らくらく正座椅子」の標章は、平

成12年前後には年間10万個以上、昭和61年頃から平成25年4月までに少なくとも170万個以上販売され、生活産業新聞等で多くの宣伝広告をしているとして、引用商標は請求人の業務に係る商品表示として、需要者間に広く認識されていると主張したのである。

これに対し審決は、仮に請求人の主張する「らくらく正座椅子」の販売個数が事実であるとしても、前記「らくらく」の文字使用の実情からすれば、引用商標は、本願商標の登録出願時及び登録査定時において、需要者間に周知のものとされていたと認めることはできない、と判断するのが相当であるからとして、請求人の主張は採用できないと拒否したのである。したがって、請求人が要求した証人尋問は、判断を左右するものではないとして採用しなかった。

3. この審決に不服の審判請求人（原告）は、知財高裁に出訴したのであるが、判決も審決と同様の理由で請求棄却の判断をしたのである。

同判決は、原告が原告商品の販売を開始して30年以上継続して販売し、その販売数は12年間で約75万個であり、業界紙に75回にわたり原告商品の広告を掲載し、カタログ、チラシ、アマゾンのWEBにも原告商品の広告掲載したことを認めたとはいえ、原告商品の包装箱に表示されていた標章は「らくらく椅子」や「らくらく正座椅子」であり、「らくらく」の文字のみが単独で使用されていたものではないから、本件商標「らくらく」は、原告の前記使用商標とは類似するものとはいえないと判示したのである。

このような裁判所の認定を予想してか原告は、審決の認定は「らくらく」と「正座椅子」との結合商標にあっては、「らくらく」の文字部分のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、この部分のみを原告の使用標章として抽出すべきであると主張したのである。

これに対して裁判所は、「らくらく」は「楽」を意味する語であり、楽に正座をすることができるのと原告商品の機能を表しているといい、また「正座椅子」は正座用椅子を意味する語であり、原告商品の用途又は種類を表しているのだから、いずれもそれぞれの文字部分のみによって、出所識別標識としての機能を発揮しているものとはいえないと認定したのである。

そうすると、原告商品の表示から「らくらく」の文字部分だけが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえないから、「らくらく」の文字部分のみをもって要部として抽出することはできないと認定したのである。これを「一体一語の原則」という。

4. さらに、原告は、原告商品の名称中の「らくらく」とは、正に「らくらく正座椅子」の中から抽出したものと主張したのに対し、裁判所はそれを認めるに足りる証拠はないと判断したのである。

即ち、「らくらく正座椅子」の用語から「らくらく」を抽出して使用することが取引の実情であると認めることはできないから、原告の主張は採用されなかったのである。

しかしながら、そのような認定判断をする前に考えてほしいことは、日本語と

しての論理であり、「らくらく」の語源であり、観念である。

即ち、「らくらく椅子」の概念は、「らくらく(楽々)」という副詞が「椅子」という名詞と結合することの必然性の有無を考えることにより、商品自体を結合標章から捨象することは正論であると解すべきではなかろうか。

そうすると、「らくらく」という副詞自体は、商標法4条1項10号に規定する他人(原告)の業務に係る商品の表示として、需要者間に周知の商標と同一の商標でありかつ同一又は類似の商品に使用するものであると判断することができるのである。

「らくらく」という副詞は、漢字で書けば「楽々」となり、法3条1項3号に規定する「商品の効能」や「商品のその他の特徴」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標と解することができるから、原告が、専ら原告使用の商標との類似性のみを理由として登録無効の主張をしたのは理解できない。原告としては同時に、法3条1項3号の適用を無効理由とすることも可能であったのではないだろうか。

実務上は、審判請求人にとっては、当該登録商標を登録無効にしたいのであれば、あらゆる適用規定を見出して検討するのが代理人たる弁理士の仕事であると思う。

余談であるが、例えば「よしよし」とか「なかなか」とか「ふうふう」とかいう副詞句は、本件登録商標に係る事例を考慮すると、指定商品との関係は特にないと解されて、単独で登録される可能性はあることになり、産業界に影響を与えることになるかも知れない。

[牛木 理一]

(別紙)

[ 本 件 商 標 ]

(190) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)

(450) 【発行日】 平成25年10月15日 (2013. 10. 15)

【公報種別】 商標公報

(111) 【登録番号】 商標登録第5614453号 (T5614453)

(151) 【登録日】 平成25年9月13日 (2013. 9. 13)

(541) 【登録商標 (標準文字)】

らくらく

(500) 【商品及び役務の区分の数】 1

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第20類 家具, 机類

【国際分類第10版】

(210) 【出願番号】 商願2013-32553 (T2013-32553)

(220) 【出願日】 平成25年4月17日 (2013. 4. 17)

(732) 【商標権者】

【識別番号】 511024001

【氏名又は名称】 有限会社テクノム

【住所又は居所】 東京都青梅市長淵8-172-1

【法区分】 平成23年改正

【審査官】 今田 尊恵

(561) 【称呼 (参考情報)】 ラクラク

【検索用文字商標 (参考情報)】 らくらく

【類似群コード (参考情報)】

第20類 20A01